

○栃木市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成22年3月29日

規則第91号

改正 平成23年9月12日規則第28号

平成26年3月31日規則第53号

平成28年2月15日規則第2号

平成29年12月13日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市自転車等の放置防止に関する条例（平成22年栃木市条例第115号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域標識の設置)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識（別記様式第1号）を設置するものとする。

(告示事項)

第3条 条例第6条第2項に規定する告示は、放置禁止区域の範囲を明確にして行うものとする。

2 条例第11条に規定する告示は、移動し、保管した旨のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 移動年月日及び放置されていた場所
- (2) 保管した自転車等の種別又は型式
- (3) 保管場所の名称及び位置
- (4) 保管期間
- (5) 返還の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(条例第9条第1項における時間)

第4条 条例第9条第1項に規定する時間は、警告札を取り付けてから2時間経過後とする。

(自転車等保管台帳の記載)

第5条 条例第9条第2項及び第10条第2項の規定により自転車等を保管したときは、自転車等保管台帳（別記様式第2号）に記載するものとする。

(保管期間)

第6条 条例第9条第2項に規定する相当の期間は、条例第11条に規定する告示の日から起算して、3月とする。

(平28規則2・一部改正)

(警告期間)

第7条 条例第10条第2項に規定する相当の期間は、7日間とする。

(条例第13条における一定期間)

第8条 条例第13条に規定する一定期間は、条例第11条に規定する告示の日から起算して、3月とする。

(平28規則2・一部改正)

(自転車等の返還)

第9条 自転車等の返還を受けようとする当該自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、その氏名及び住所並びに自転車等のかぎその他当該利用者等であることを証明するものを市長に提示し、かつ、受領書(別記様式第3号)と引換えに返還を受けるものとする。

2 前項の規定により保管された自転車等の返還を受けようとする者は、条例第12条第1項に規定する移動及び保管に要した費用として、1台につき2,000円を納付しなければならない。

(平26規則53・平29規則39・一部改正)

(移動及び保管費用の納付免除)

第10条 条例第12条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 盗難された自転車等で移動され、及び保管されたものの利用者等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

2 移動及び保管に要した費用の納付の免除を受けようとする者は、自転車等移動保管費用納付免除申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の栃木市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(平成15年栃木市規則第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(西方町の編入に伴う経過措置)

3 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町自転車放置の防止に関する規則(平成15年西方町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平23規則28・追加)

附 則(平成23年規則第28号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 53 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の栃木市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に放置禁止区域から移動し、保管された自転車等の返還を受けようとする者から適用する。

附 則（平成 28 年規則第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（栃木市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 改正後の栃木市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自転車等を移動し、保管した旨の告示（以下「告示」という。）から適用し、施行日前になされた告示については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年規則第 39 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

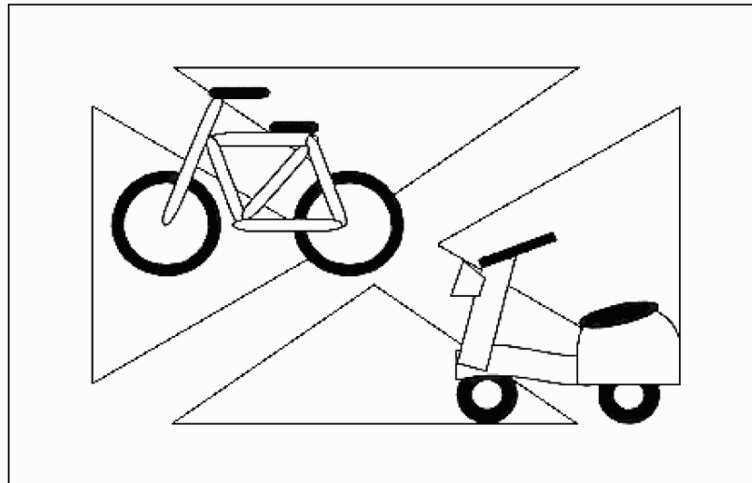
（経過措置）

- 2 改正後の栃木市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に移動し、保管した自転車等の返還を受けようとする者から適用し、施行日前に移動し、保管した自転車等の返還を受けようとする者については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第2条関係)

自転車等放置禁止区域標識

自 転 車 等
放 置 禁 止 区 域



略図

左記区域内の公共の場所は、「自転車等放置禁止区域」です。この区域内に自転車及び原動機付自転車を放置した場合は、市条例により移動します。

栃 木 市

別記様式第2号(第5条関係)

放置場所() 自 転 車 等 保 管 台 帳

移動年月日 年 月 日() 時 分 秒
 告示年月日 年 月 日()
 保管期限 年 月 日()
 処 理 日 年 月 日()

整理 番号	自 転 車 等 の 特 徴						利 用 者 等 調 査					返 還 事 務 処 理			備 考	
	種 別	種 類	色	メーカー	特徴等	防犯登録番号 車 体 番 号	使用の 可 否	氏 名	住 所	電 話 番 号	警 察 署 照 会 年 月 日 回 答 年 月 日	盗 難 届 有 無	返 還 通 知 書 発 送 年 月 日	返 還 年 月 日		移 動 保 管 費 用

注1 自転車の「種類」は次のとおり記入する
 ・実用車・・・実
 ・シティ車・・・シ
 ・スポーツ車・・・ス
 ・子供車・・・子
 ・原付・・・原
 ・その他・・・他

注2 移動保管費用免除の場合は、「移動保管費用」欄へ「免」、放置対象外は「外」とそれぞれ記入する。

別記様式第3号(第9条関係)

受 領 書

年 月 日

(あて先) 栃木市長

(受取人) 住 所
氏 名 ①
電話番号

年 月 日に保管された下記の自転車等について、返還を受けました。

記

種別及び型式	
車体番号又は 登録番号	

別記様式第4号(第10条関係)

自転車等移動保管費用納付免除申請書	
年 月 日	
(あて先)栃木市長	
申請者 住所 氏名 ⑩ 電話番号	
栃木市自転車等の放置防止に関する条例第12条第2項の規定に基づき、自転車等の移動及び保管に要した費用の納付の免除を受けたいので、次のとおり申請します。	
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 盗難された自転車等で移動・保管されたものの利用者等 <input type="checkbox"/> その他
免 除 の 金 額	円

※申 請 の 確 認	<input type="checkbox"/> 盗難届提出者 <input type="checkbox"/> その他	
※決 定	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 免除しない	円

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第4号（第10条関係）